**別　紙**

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書

　群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記

　　　群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

　群馬県市町村総合事務組合規約（平成２年群馬県指令地第１８号）の一部を次のように改正する。

　別表第２の３の項中「吾妻広域町村圏振興整備組合」を「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合　吾妻広域町村圏振興整備組合　多野藤岡広域市町村圏振興整備組合」に改める。

　　　附　則

　この規約は、平成３１年４月１日から施行する。